

教員の海外研修助成事業 募集要項

本助成事業は、本学の教員が本学の教育・研究の向上に資するために行う海外研修に対し助成するものです。

1. 応募資格

- 1) 日本国籍を有する本学専任教員であること。
- 2) 海外の研修先機関（大学、研究所、その他これに準じる公共的な教育施設又は学術研究施設、民間企業の研究部門）からの招聘状があること。
- 3) 当該年度 5 月 1 日現在、本学に在職し、かつ、以下の私立大学等経常費補助金一般補助算定の専任教員認定基準を満たしていること。
 - ① 発令関係：当該年度の 4 月 30 日以前に教授、准教授、講師、助教として発令されていること。また、助教は前々年度の 3 月末日までに卒業していること。
 - ② 給与関係：給与月額が基準給与額（教授・准教授 20 万円、講師・助教 16 万円）以上の者で当該年度の 5 月に支給されている者。
 - ③ 勤務関係：授業（臨床実習指導を含む）を担当している者。先端医学研究所に勤務している者、留学中の者はこの限りではない。
- 4) 当該年度 4 月 1 日現在、満 55 歳以下であること。
- 5) 研修期間が 2 か月以上、2 年未満であること。

2. 助成対象期間

当該年度内。

年度を跨ぎ継続して助成を希望する場合には、改めて応募が必要となる。

3. 助成内容

1) 交通費

当該年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日の間に、本邦から目的地まで及び目的地から本邦までの移動に要する航空賃及び船賃。（エコノミークラスを基準とする）

2) 滞在費

上記研修期間内に、最初の目的地に到着した日から帰国のための最後の目的地を出発する日の前日までの日数に 7,000 円を乗じた額。但し、本法人から給与の全額が支給される場合、又は研修先機関或いは他の研究・支援事業から月額 20 万円以上の支給がある場合は、5,000 円を乗じた額。

4. 選考方法

研究部委員会において選考し、医学部教授会の承認をもって学長が決定する。

なお、女性研究者海外研修助成制度（ダイバーシティ支援）との重複申請は可能だが、重複受給は認めない。